

## 平成 23 年度環境技術実証事業

### 自然地域トイレし尿処理技術ワーキンググループ会合（第 5 回）議事要旨

日時	平成 24 年 3 月 14 日（水）10：00～12：15
場所	港区生涯学習センター304 学習室
出席者	検討員：相野谷誠志（（株）蒼設備設計） 岡城孝雄（（財）日本環境整備教育センター企画情報グループリーダー） 河村清史（埼玉大学大学院 教授）（座長） 桜井敏郎（（社）神奈川県生活水保全協会理事） 穂苅康治（槍ヶ岳観光株式会社代表取締役） 吉田直哉（神奈川県自然環境保全センター主査） 五十音順 環境省：自然環境局自然環境整備担当参事官室補佐（番匠克二） 自然環境局自然環境整備担当参事官室（広野行男） 総合環境政策局環境研究技術室調整係長（武部憲和） 実証機関：加藤裕之（（財）日本環境整備教育センター） 事務局：NPO 法人山の ECHO（上幸雄、加藤篤、永原龍典）
議事	（1）実証試験結果報告書について（非公開） （2）平成 24 年度の事業実施体制について （3）実証試験要領の改定について
配付資料	資料 1 実証試験結果報告書（非公開） 資料 2 環境技術実証事業の新たな実施体制 資料 3 実証試験要領の改定について
公開／非公開	議事は公開で行われた（議事 1 は非公開）

#### （1）実証試験結果報告書について（非公開）

- ・ 実証機関、日本環境整備教育センターより、試験結果の報告を行った。
- ・ WG での指摘を踏まえ、事務局と実証機関において最終調整を行うこととした。

#### （2）平成 24 年度の事業実施体制について

- ・ 環境省総合環境政策局より資料 2 について以下の説明がなされた。
- ・ 従来の運営機関に蓄積されているノウハウなどについて、新体制では検討会の委員として入る事などを想定している。
- ・ 実証申請が複数あり、一つの実証機関で実施するのが効率的でない場合等は、複数の実証機関を設ける可能性がある。
- ・ 実証試験では評価を行うことはできない仕組みであるが、新体制においても同様である。但し、ユーザーが評価する際の指標として、一般にも理解しやすい項目を設けることや、申請者からの提示内容の重視、入札時の評価基準につながるような項目を設けること等が可能である。

- ・ 4月から運用予定の環境技術実証事業実施要領は、現在実証事業のホームページで公表されている。

### (3) 実証試験要領の改定について

- ・ 文案中の“実証検討会”は、次年度から採用される実施要領を想定して表記していることを確認した。
- ・ 尿と尿の両方が処理対象となる場合でも、性能が発揮できると考えられる技術
- ・ については、今後申請があった段階での検討事項とする。
- ・ 資料中の“(4) 地下浸透に伴う懸念事項”について、以下の修正を行うこととする

#### (ア) 対象技術の審査の要件

実証機関は、以下の(1)～(3)の要件に照らし、申請のあった技術を審査する。ただし、地下浸透に類する技術の申請が行われた場合は、(1)～(4)の要件に照らし、実証試験地及び設計における基本的考え方等、当該装置に関する十分な情報を基に技術実証検討会等において個別に検討を行ったうえで、対象技術とすることの妥当性について判断を行うこととする。

#### (4) 地下浸透に伴う配慮要件

- ① 処理の対象が何かを明確にすること
- ② 衛生的な安全性に配慮していること
- ③ 地下水や飲用水源の安全性に支障がないこと
- ④ 周辺の植生等に害を及ぼさないこと
- ⑤ 技術の適用可能な条件を示すこと